

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）
地 区 計 画 の 変 更（京 都 市 決 定）

都市計画大枝南福西町二丁目・三丁目地区計画を次のように変更する。

名 称		大枝南福西町二丁目・三丁目地区計画
位 置		京都市西京区大枝南福西町二丁目及び三丁目
面 積		約 20.6 ヘクタール
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、西京区の西部、大枝地区に位置し、京都市が新住宅市街地開発法に基づき計画的な住宅地形成を図ってきた洛西ニュータウンの一角にある。地区東部には開発以前からの竹林が保全され、地区西部には小畑川の清流が流れており、また公園、街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区である。今後ともこの良好な居住環境を保全するとともに、よりよい市街地形成を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、用途の混在や敷地の細分化の防止を図る。
地区整備計画	地 区 の 面 積	約 16.8 ヘクタール
	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所（住宅を兼ねるものを含む） 3 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち （1） 事務所 （2） 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 （3） 理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、家庭電気器具店、クリーニング取次ぎ店 （4） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 1～4に掲げる建築物に付属する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	170平方メートル
	建築物等の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、当地区において地区計画を変更することにより、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。